

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局美術館普及課】

2

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による環境影響評価書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】
- 特定調達契約の相手方の決定【技術監理局契約部契約課】

3

4

6

7

北九州市告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立美術館及び北九州市立美術館分館における観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

北九州市公告第 27 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）第 18 条第 1 項の規定により環境影響評価書の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該評価書を縦覧に供する。

令和元年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
北九州市
北九州市長 北橋健治
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 2 対象事業の名称
（仮称）新・日明工場建設事業
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市環境局環境監視部環境監視課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市小倉北区役所総務企画課
北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号
北九州市戸畑区役所総務企画課
北九州市小倉北区大手町 1 1 番 5 号
北九州市立文書館
- 4 縦覧期間及び縦覧時間
令和元年 5 月 15 日から同年 6 月 14 日まで（日曜日及び土曜日を除く。
）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（北九州市立文書館においては午前 9 時 30 分から午後 6 時まで）

北九州市公告第 28 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート本城

北九州市八幡西区御開四丁目 8 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号

代表取締役 松本 淳

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スーパー大栄

北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号

代表取締役 松島三秋

変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号

代表取締役 松本 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スーパー大栄

北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号

代表取締役 松島三秋

変更後

株式会社ゆめマート北九州
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
代表取締役 松本 淳

4 変更の年月日

(1) 前項第1号の大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び同項第2号の大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成30年5月9日

(2) 前項第1号の大規模小売店舗を設置する者の名称及び同項第2号の大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更 平成31年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成31年4月23日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

令和元年5月15日から同年9月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年9月15日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 29 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・5 月分） 3 万 5, 000 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 31 年 4 月 19 日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目 2 番 39 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 104 円 80 銭に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 31 年 3 月 20 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第30号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年5月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（5月分） 23キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月24日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目6番36号
- 5 契約金額
1キロリットル当たりの金額 7万3,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため